

■「食品・生ごみ類」の分け方・出し方■

※食料品・医薬品製造業等で、原料として使用した動植物性の残さは産業廃棄物として処理してください。

※「食品ロス」を無くすため、食品の仕入れや仕込みは計画的に行いましょう。

※可能な限り、堆肥化・資源化をご検討ください。



- ・食品の売れ残り
- ・料理の食べ残し
- ・飲食店の厨房などから出る料理くずなど

自己搬入

許可業者

処理施設

- 再資源化事業者(①)
- 中津市クリーンプラザ(②、③)



- ・賞味期限／消費期限内の売れ残った食品
- ・余剰食品、規格外商品など

寄附

処理施設

- フードバンクの活用(④)

処理方法

①「食品・生ごみ類」の資源化は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に相談ください。

②中津市クリーンプラザに自己搬入が可能です。(有料)

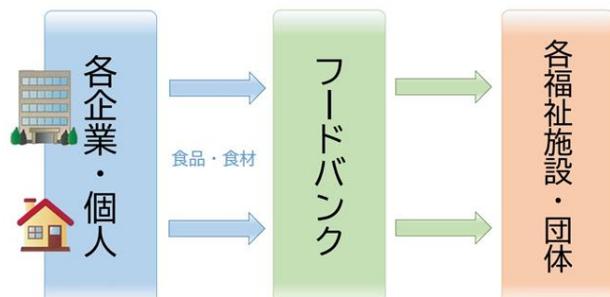
- ・ごみは水切りを徹底してください。
- ・プラスチック・ビニール類は入れないでください。

③一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

④「賞味期限／消費期限内の食品」は、フードバンクへの寄付をご検討ください。

(フードバンクおおいた ☎097-558-3373)

※フードバンクは、食料品の廃棄ロスを少なくする「もったいない」の活動です。流通できなくなった食料品を企業などから寄付を受けて、生活にお困りの方などにお渡しするものです。



フードバンク活動の関係図 (食品・食材の流れ)